

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 4 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2009～2011

課題番号：21730017

研究課題名（和文） フランスにおける私人間権保障の構造

研究課題名（英文） Human rights protection between private individuals in France

研究代表者

齊藤 笑美子 (SAITO Emiko)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：20456297

研究成果の概要（和文）：

フランスにおける私人間人権保障の構造を明らかにするという本研究にとって、中心的な課題となる論点、すなわち通常裁判所による憲法の人権規定の適用の例を判例研究を通じてある程度明らかにすることができた。

フランスでは憲法裁判所ではない、司法系統の通常裁判所が憲法ブロックの人権規定を適用していることがあり、そのことはフランスが日本でいうところの「無適用」ではないことを示している。そうした傾向は、労働分野での平等原則の適用などに特に多くみられた。確かに、平等原則以外、特に精神的自由権の適用が私人間紛争において大きな役割を果たしているとはまでは言えないが、フランスの裁判所が思想的に無適用の立場には立っていないことが分かった。

さらに「私人間に憲法上の人権が適用されるか」という日本風の問題意識は、司法制度の相違のために、フランスには当てはまらないこと、憲法の全法秩序化を裏付けるようなフランスにおける最近の状況があること（私的領域へのパリテの拡大、環境憲章の扱い）についても言及した。

研究成果の概要（英文）：

The central issue for this research project is to reveal that the French ordinary judicial courts apply the constitutional norms not only to conflicts between private citizens and public authorities, but also to cases between private individuals.

In French labor case law, we can find abundant examples of applications of the equality principle grounded in the constitutional bloc. These simple applications don't always mean that the constitutional principles fill an active role for protection of fundamental rights, but it is obvious that the French ordinary courts regard the constitutional fundamental rights as applicable in private relations.

This research shows also that the old Japanese doctrinal question which consists in asking if the constitutional fundamental rights apply to disputes between private individuals does not fit in French context because of differences in the judicial system and that the recent changes, such as the extension of gender parity (la parité) to private sphere and the environmental charter directly imposed to private individuals, support the Constitution as omni-directional norm.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	400,000	120,000	520,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			

総計	1300,000	390,000	1690,000
----	----------	---------	----------

研究分野：憲法学
 科研費の分科・細目：公法学
 キーワード：憲法、人権、フランス

1. 研究開始当初の背景

従来、人権の私人間効力論においては間接適用説が通説の位置を占めてきたが、近年、その見直しが活発に行われている。ドイツの基本権保護義務論やアメリカ合衆国のステイト・アクションを参照する重要な業績の発表が相次いでいる中、フランスを参照する議論は極少であった。そのような中で研究代表者が注目したのは、フランスを準拠国として唱えられた無適用説の再評価である。憲法上の人権の名宛人を厳密に国家権力に限定するこの説は、「フランスでは『無適用説』が前提であり、その事情には今日でも変化がない」という認識に基づいて展開されていると思われる。この点については、そもそもフランスでは、人権は私人間で妥当すべきものと考えられてきたという指摘がある。さらに最近、フランスでは民法（あるいは、時代によっては憲法）が全法秩序としての性質を持ったことから、無適用説が前提としているように見える国家と市民社会の二元論が、フランスの法秩序の理解としての妥当性を欠くとの根本的な疑問も、法史学から提出されていた。

研究代表者も、自身のこれまでの研究過程を通じて、無適用説が前提とするフランス法秩序理解に疑問を抱き、フランスにおける私人間人権保障の構造を明らかにする必要があると考えてきた。研究代表者は、「親密領域における人権保障」を一貫したテーマとし、主にフランスにおける同性カップルの法的承認について研究してきた。そこにおいて応募者は、性が介在する家族領域のように、最も「私的」と考えられてきたような領域においても、フランスでは人権規範の影響が浸透しつつあることを明らかにした。

このような研究を通じ、研究代表者は民事裁判例に接することになった。その過程で、憲法院以外の機関は違憲審査権を持たない建前であるにもかかわらず、例えば、性的指向を理由とした解雇を端的に「憲法違反」とする下級審判決などの存在を知りにいたり、こうした判例の存在により脚光を当てる必要があると考えるに至った。

私人間における人権保障は、人権総論の重大な論点であり続けており、比較法の観点か

ら重要な業績が次々に発表されてきたが、フランスを対象とした研究は、無適用説の再評価まで、手薄であったと言える。フランスを真正面から扱った研究は、いずれも20年以上前に発表されたものである。民法典の社会的位置づけや特殊な違憲審査制といったフランスの独自性が、日本との比較になじまない要素を含んでおり、「本来、国家を拘束すべき人権が、私人間に適用されるか」という日本の問題意識が、そのままではフランスの状況に妥当しなかったためではないかと思われる。

【参考文献】

高橋和之「憲法上の人権の効力は私人間に及ばない」ジュリスト1245号（2003）137頁
 樋口陽一「憲法・民法90条・社会意識」『日独憲法学の想像力』上巻、（信山社、2003）137頁
 水林彪「近代民法の本源的性格」『民法研究』5号（2008）1頁
 上村貞美「フランスにおける私人間の人権保障」『香川大学一般教育研究』16号、（1979）25頁
 北川善英「フランスにおける人権の私人間保障（1）」『横浜国立大学人文紀要』33号（1987）43頁

2. 研究の目的

人権規範と私法規範の相互作用の態様を観察することにより、フランス法秩序における私人間人権保障の構造を明らかにしようとするものである。特に、以下の二つに焦点を当てる。

（1）通常裁判所による憲法の人権規定の適用の例につき、判例研究を通じて明らかにすること

（2）ヨーロッパ人権条約の私人間人権保障への影響を明らかにすること

以上の観点からの検討によって、無適用説の理解とは異なるフランス法秩序、すなわち憲法等の人権規定と私法が連関して人権保障が担保され、なおかつそれが憲法およびヨーロッパ人権条約の人権規定優位の下にあることを描き出すことができると考えていた。

3. 研究の方法

本研究では、研究代表者が一人で資料を収集、精読して進めた。判例の選択に当たっては、フランスに渡航してデータベースを利用した他、G. Drago (dir), *L'application de la constitution par les cours suprême*, Dalloz, 2007 における各論考で取り上げられている判例を参照した。

ヨーロッパ人権裁判所の判例の選択に当たっては、研究代表者がこれまでの研究の過程で知り得た判決から選択して、検討を行った。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

フランスにおける私人間人権保障の構造を明らかにするという本研究にとって、中心的な課題となる論点、すなわち通常裁判所による憲法の人権規定の適用の例について、判例研究を通じてある程度明らかにすることができた。これについては、論考の公刊と研究発表を行うことが出来た。

フランスでは、憲法裁判所ではない、司法システムの通常裁判所が、私人間の紛争に憲法ブロックの人権規定を適用していることがあり、そのことはフランスが日本でいうところの「無適用」ではないことを示している。そうした傾向は、労働分野での平等原則の適用などに特に多くみられ、この点において、最高裁判所にあたる破毀院を含め司法裁判所にためらいはあまり見られない。

確かに、精神的自由権を適用することが、私人間紛争において大きな役割を果たしているとまでは言えないが、フランスの裁判所が思想的に無適用の立場には立っていないことが分かった。

さらに「私人間に憲法上の人権が適用されるか」という日本風の問題意識はフランスには当てはまらないこと、憲法の全法秩序化を裏付けるようなフランスにおける最近の状況があること（私的領域へのパリティの拡大、環境憲章の扱い）についても言及することができた。

ヨーロッパ人権条約による私人間人権保障については、他の研究者による類似の研究が本研究期間中に発表されたため、方針を変更した。従来から行っていた私的領域、特に親密な領域における人権保障についての研究を、ヨーロッパ人権裁判所判例を題材に発展させた。

その成果を、編著者として携わった『性的マイノリティ判例解説』に収めることが出来

た。同書中で親密な領域に関わる人権保障に関する判例解説を行っている。後に詳述する通り、今後、この方向での研究を発展させていきたい。

(2) 得られた成果の国内外におけるインパクト

私人間効力論の解釈論は、憲法学におけるポピュラーなテーマとなっているが、本研究の成果は、そのような解釈論的な帰結に即座に結び付けられるものではない。特に、フランスの状況に関して、「私人間に憲法の人権が適用されるか」という、日本流の問題意識を当てはめようとする点に無理があるという指摘を行っており、フランスの状況から解釈論的帰結を導くことに一定の躊躇を示す結論となっているからである。

しかし、解釈論の前提となる認識の点では一定の意味を持つものと思う。少なくとも現代のフランスは無適用ではないという点の指摘は、日本における解釈論的な選択を行うにあたって、それなりの意義を持つと考えている。

(3) 今後の展望

今後は、私的領域のうち、よりプライベートな家族領域における人権規範の役割の考察のため、特にヨーロッパ人権条約の「家庭生活を尊重される権利」についてのフランス国内及び国外の判例を分析していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 6 件)

① 齊藤笑美子『親密圏と自己決定』ジェンダーと法、9号、2012、査読無し

② 齊藤笑美子『憲法と市民社会の接点—フランスにおける憲法規範の私人間適用について』市民社会の可能性と限界、茨城大学推進研究プロジェクト報告書、2012、131-139、査読無し

③ 齊藤笑美子『フランスにおける憲法規範の私人間適用をめぐる考察』一橋法学、2010、691-702、査読無し

④ 齊藤笑美子『家族と憲法』憲法問題、21号 2010、108-118

[学会発表] (計 6 件)

① 齊藤笑美子『自己決定と親密圏』ジェンダー一法学会、2011. 12. 4日、東北大学

②齊藤笑美子『フランスの法と社会におけるカップルと親子』日仏会館シンポジウム、2011.11.12、東京日仏会館

③齊藤笑美子『フランスにおける憲法規定の私人間適用について』、慶應義塾大学フランス公法研究会、2010.12.12、慶應義塾大学日吉キャンパス

④齊藤笑美子『パックスと同性カップルの家族形成』学術会議法学委員会学親密な関係に関する制度設計分科会、2010.12.3、日本学術会議庁舎

⑤ Emiko Saito, Les relations entre la doctrine de droit constitutionnel et la doctrine de droit administratif au Japon IXe Colloque du Groupe d'études franco-japonais de droit public 2010/03/19, Lille, France.

⑥齊藤笑美子『家族と憲法』全国憲法研究会、2009.10.10、関西大学

〔図書〕(計2件)

①谷口洋幸、齊藤笑美子、大島梨沙編、信山社『性的マイノリティ判例解説』2011、247頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

齊藤 笑美子 (SAITO EMIKO)
茨城大学・人文学部・准教授
研究者番号：20456297